

函館市公民館整備改修に関する
提 言 書

平成22年2月23日

函館市公民館整備改修に関する懇話会

目 次

はじめに	1
1 函館市公民館の現状		
1-1 歴史的背景	2 ~ 3
1-2 建物の特色	3 ~ 4
1-3 公民館の価値と今後の役割	4 ~ 5
1-4 整備改修の必要性	5
2 整備改修にあたっての基本的考え方	5 ~ 6
3 整備改修にあたっての具体的方向		
3-1 施設・設備について	7 ~ 9
3-2 館内のレイアウト, 各部屋の利用方法等について	9 ~ 10
3-3 管理・運営について	10 ~ 11
3-4 アクセスについて	11 ~ 12
3-5 本提言を生かした整備改修	12
4 改修イメージ	13 ~ 14
参考資料		
・函館市公民館整備改修に関する懇話会開催状況	15 ~ 16
・函館市公民館整備改修に関する懇話会委員名簿	17
・函館市公民館整備改修に関する懇話会設置要綱	18 ~ 19

はじめに

函館市公民館の正面玄関を入り見上げると、欄間にはステンドグラスがはめられ、歴史を感じさせるロビーを通り講堂に入ると、そこには高い天井から洒落た照明が下がり、レトロな雰囲気が出てきます。戦後の社会教育を担う施設として、ここに多くの市民が集い、講師の話に耳を傾け、文化・芸術活動に親しんできました。

建設から76年を経過した現在でも、音楽会や講演会、舞踊の発表、陶芸やステンドグラスといった美術工芸など、文化・芸術活動や生涯学習活動が活発に行われており、私も、演奏家としてこの公民館を舞台に、音楽を通して熱い想いを伝えたいと活動をする一人です。

今、あらためて、この公民館に熱い想いを抱く市民が集いました。

公民館の整備改修を検討するにあたり、教育委員会によって市民の意見を広く聞くために設置された「函館市公民館整備改修に関する懇話会」の委員に、利用団体や市民団体の代表、建築や音響の専門家、学識経験者、自らの意思をもって応募した市民、12名が委嘱されました。

私たちは、公民館のあるべき姿を考え、使いやすい施設にしたい、利用者を増やし活性化したいとの願いを持って、真剣に協議を行いました。

ここに提言する内容は、決して特別な整備改修をお願いするものではありません。

私たちが望んでいることは、現代の一般的な公共施設にごく当たり前にあるような安全性、機能性、快適性と市民サービスの向上です。

函館は、生涯学習や文化・芸術活動のとても盛んなまちです。たくさんの市民がその活動場所を求め、また、活動の充実を図りたいと、公民館に注目しています。

また、歴史ある建物として西部地区の街並みに溶け込み、映画のロケにも使われるなど、貴重な存在ともなっていますので、この公民館の歴史的な価値を踏まえ、生かせるものは生かしながら、抜本的な整備改修を行うことにより、もっと生き活きと活動が行われるものと確信します。

私たちがここにまとめた提言が、整備改修に生かされることを心から期待します。

平成22年2月23日

函館市公民館整備改修に関する懇話会

座長 市川 須磨子

1 函館市公民館の現状

1 - 1 歴史的背景

(1) 旧青年会館の建設

函館市公民館は、昭和8年に竣工した旧青年会館を前身とするが、この会館は、建設に賛意を示した篤志家石館友作^{いしだてともさく}が、土地や建築資金、旧宅の一部を寄附したことにより建設が実現したものである。

設計図面については、北海道では最初と言われている建築設計図案懸賞募集を実施し、応募作品のうち優秀作品を基に、本市の建築技師であった小南武一^{こみなみ ぶいち}が設計・監督し、昭和7年9月に起工、翌昭和8年10月に竣工した。

その後、青年会館は、昭和9年の函館大火により焼け出された函館地方裁判所の庁舎として一時使用されたほか、戦後には、占領軍に接收され、一時活動を停止した時期もあった。

(2) 函館市公民館の開館

戦後、国は、国民の自発的な学習活動を推進し、教養を高めるため、社会教育の中心的施設として公民館の設置を奨励した。本市では、占領軍の撤退により返還されたばかりの青年会館を転用し、昭和22年5月、函館市公民館が開館した。

(3) 本公民館の活動と役割

昭和24年、社会教育法が制定され、公民館は、教育機関として位置づけられるとともに、公民館の性格や事業内容が明確に示された。

本公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、市民の学習の場として、また、文化・芸術の振興のため役割を果たし、今なお多くの市民に利用されている。

(4) 本公民館活性化への動きと整備改修の検討

本公民館は、建築史的にも価値を有する建物であり、開館以来、多くの音楽会や講演会などが開かれ、本市の文化が創造されてきた場所であり、また、講堂は、市民の文化活動の発表に利用しやすい規模であるとともに、広い空間を有するため工夫次第で良い音を生み出す素地を持っていることなどから、市民団体が、現存の建物を保存しながら、利便性や機能性を向上させることにより、本公民館を活性化さ

せようと活発な活動を展開している。

こうしたなか、函館市教育委員会は、本公民館の整備改修を検討するにあたり、広く市民の意見を聞くため、「函館市公民館整備改修に関する懇話会」を設置した。

1 - 2 建物の特色

(1) 地区の特性

本公民館が位置する西部地区は、函館発祥の地として、経済活動や市民活動の中心として栄え、現在では、伝統的建築物や和洋折衷の建物が織りなす景観により、本市を代表する観光地区となっている。

このような地区にあって、本公民館のレトロな雰囲気は、西部地区の独特な街並みによくマッチしており、映画のロケ場所となるなど、集会施設としてのみならず、さらなる活用の可能性を秘めている。

(2) 建物の構成

本公民館は本館、事務所棟、石館ホール棟から構成される。

本館は鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階建てで、昭和8年に青年会館として建設された。

事務所棟は昭和7年に篤志家石館友作から寄附された煉瓦造の土蔵を改修したものであり、石館ホール棟も同時に寄附された木造の旧石館家である。

(3) 本館

本館の護国神社坂に面する正面の外観は左右対称形であり、外壁は人造石洗い出し、屋根は陸屋根^{ろくやね}で、建具には鋼製サッシを用いていたが、後年に外壁や屋根、建具が改修された。正面の階段手すりには外灯や地下室のための丸窓があったが、撤去されている。

玄関・ロビーの床は人造石研ぎ出し、壁・天井は漆喰塗りであったが、改修されている。玄関の欄間には傷んではいるがステンドグラスがはめ込まれている。

講堂は1階280席、2階66席、計346席の座席を有する。床はカーペット敷き、壁・天井は漆喰塗りである。後年に天井の塗装や2階客席の手すりが改修されている。講堂には映写室、楽屋が付設されている。

2階ロビーの仕上げは1階と同様である。

地階の集会室、陶芸実習室の床は人造石研ぎ出しやフローリングボード張り等で

あり，壁・天井は漆喰塗りであったが，改修されている。

(4) 事務所棟

土蔵であり，外壁は漆喰塗り，屋根は棧瓦葺きである。外壁の仕上げや瓦は改修されている。

内部の壁は漆喰塗り，天井はベニヤ張りである。1階の床はフローリング張り，2階床は畳敷きである。

(5) 石館ホール棟

外壁は下見板張り，屋根は鉄板葺きである。石館ホール部分を除き，その他の住居部分は内外部ともに腐朽等が著しい。

石館ホールは洋室で床はフローリング張り，壁・天井は漆喰塗りである。天井の漆喰の^{くりがた}線形や暖炉などが特徴的である。石館氏の親族から費用が寄附され，改修されており，比較的よく保存されている。

1 - 3 公民館の価値と今後の役割

(1) 歴史が物語る公民館の価値

本公民館の前身である青年会館の建設は，青年運動と篤志家による寄附の賜であり，設計には，当時では珍しい建築設計図案懸賞募集を行うなど，その頃の函館の人の気質や繁栄の様子が窺える。

また，建設直後，函館大火を免れたものの，焼け出された函館地裁の庁舎として一時使用され，さらに終戦後まもなくは，占領軍に接收され，返還後，戦後の社会教育のため公民館として開館するなど，近代函館の歴史とともに歩んできた施設であり，このことは今後も現施設とともに語り継がれていくべきものである。

(2) 生涯学習および文化・芸術の振興に果たす役割

市民が知識や教養，技能を高めるための生涯学習活動は，人生に生きがいと潤いをもたらすものであり，現代社会において不可欠の要素となっている。本公民館は，学習のきっかけを提供し，また，美術工芸や音楽など自主的な学習活動の拠点として利用されることにより，生涯学習を推進し，人づくりを行っている。

また，本公民館は，音楽会や舞踊など舞台芸術の発表の場として市民に親しまれるなど，多彩な文化・芸術活動が展開されている。

市民会館の開館などにより利用者が減少したものの，近年，本公民館は，演奏会

や練習の場として再認識されている。この背景には、芸術ホールの開館などを契機に、芸術活動、特に音楽活動がより一層活発に行われるようになったことが挙げられる。特に、300席程度の客席を有する会場が音楽会開催に適しているため、本公民館が市内在住音楽家の演奏活動の場として着目されている。

本市の文化・芸術を振興し、人材を育てていくとともに、利用者へのサービスを向上させるためには、施設が、現代の水準で安全性や機能性、快適性を満たす必要がある。

本公民館は、建設後76年を経過しながらも、今後の使用に耐えうる構造であり、必要な整備改修を行うことにより、今後も生涯学習および文化・芸術の振興のためにその役割を果たしていくとともに、全市的な市民の交流拠点として、より多くの人々による利活用が期待される。

1 - 4 整備改修の必要性

本公民館は、多くの市民に愛され、生涯学習施設として活用されており、さらに歴史ある建物として様々な利用の可能性も期待されることから、今後のあり方としては、保存・活用が最も適当である。

しかしながら、建物は、仕上げや設備の老朽化が進み、雨漏りも常態化しており、コンクリートの中酸化により鉄筋の腐食が懸念される状況にある。

また、歴史ある建物故に、バリアフリーに対応していないなど、時代や利用者のニーズに合致していないといった課題が随所に見られることから、抜本的な施設の改修を行うとともに、現代の利用者のニーズに合わせた整備が必要となっている。

2 整備改修にあたっての基本的考え方

整備改修に際しては、現状の問題点ならびに本公民館の存在意義およびあり方を勘案し、以下の項目を重要な前提として検討する必要がある。

(1) 優先順位の考慮

整備改修にあたっては、様々な観点から検討を行うことが必要であるが、一方で

は、様々な制約も予想されることから、優先順位を考慮することが適当であり、概ね、安全性・機能性・快適性の順番で検討されることが望ましく、併せて経済性にも配慮することが必要である。

(2) 安全性重視と耐久性の確保

耐震改修等が必要な場合には、耐震性能を確保するとともに、目標とする使用期間を設定し、改修後の建物の維持・保全の方法を定める必要がある。

また、建物を保存し活用するためには、躯体の劣化と腐食を極力防がなければならない。現在は、屋根や壁の損傷、雨漏りなど、躯体の劣化等を引き起こす要因が見られるため、これらを解消し耐久性を確保するための根本的な対策が必要である。

(3) 特徴を生かした整備改修

安全性や機能性を優先しながらも、外観の意匠を創建当時に復元するなど、本公民館の特徴を生かした整備改修を検討する必要がある。

なお、講堂の音環境については、音響学の専門家等による測定・分析を行い、必要に応じ改善を検討すべきである。その場合には内部のデザインへの影響を考慮しなければならない。

(4) 将来を見据えた整備改修

少なくとも数十年は使用することを前提とし、将来の管理・運営形態の変化を考慮して柔軟性をもった施設運営が可能となるような整備改修とする必要がある。

(5) 財政負担の抑制を考慮した管理システムの導入

低廉な使用料を維持できるよう、財政負担の少ない管理システムを導入し、運営についても、管理者と利用者が一体となって経費削減に努める必要がある。

(6) 利用者のニーズに応える管理・運営

利用者ニーズを的確に捉え、開館時間、料金体系等の見直しを検討するほか、駐車場の確保などアクセスの問題の改善を検討する必要がある。

3 整備改修にあたっての具体的方向

市民にとってどのような公民館が望ましいのか，本懇話会において協議を行い，具体的な整備改修の方向を以下のとおりまとめた。

3 - 1 施設・設備について

整備改修にあたっては，建物の安全性確保を優先しながら，施設・設備については，現代の公共施設として一般的な水準を満たすよう，機能等の改善と向上を図る必要がある。

(1) 建物の安全性確保・躯体の改修

多数の人々が利用する施設であり，安全性を最優先とする観点から，耐震改修を実施するとともに緊急時における利用者の安全確保を徹底する必要がある。

また，建物を維持する観点から，外壁や窓，屋根などの外装と内壁や床，天井などの内装の改修等を実施し，雨漏り等の問題は完全に解消されなければならない。

(2) 機能的で快適な環境の確保

衛生面での機能を改善するため，次の点について整備改修する必要がある。

トイレの全面改修（洋式化・増設・多目的トイレの設置）

空調設備の整備

現在の暖房設備は，故障しがちであるうえに音が大きく，特に，講堂では，演奏会や講演の妨げになっている。

また，夏季には，窓を開けることにより，館外からの騒音や隣接地への音漏れが問題となっているほか，地階集会室では，換気が不十分で湿気が過多となっていることから，全館の空調設備を整備する必要がある。その場合，講堂では，現代の水準を満たすよう騒音の低減が必要である。

照明設備の整備

水飲み場の整備

内壁・内装の改修

収納庫の設置

全体として収納庫が不足しており，大型備品・清掃用具等を保管する収納庫の確保が必要である。

(3) バリアフリー化

本公民館は，高齢者の利用が多く，また，障がい者の利用に配慮が必要であることから，高齢者や障がい者が利用しやすいようバリアフリー化を図るため，次の点について検討する必要がある。

エレベーターの設置

多目的トイレの設置

点字ブロックの設置

地階へのスロープの設置

地階入り口の自動ドア化

講堂の車イス席の確保

内部階段への手すりの設置

(4) 各部屋における機能性の向上

講堂

講堂は，音楽会や舞踊の発表会，講演会や高齢者大学の講義など，様々に利用されているが，利便性や機能性の向上を図り，現代の水準となるよう施設設備の充実が求められる。その際には講堂内部の意匠・雰囲気損なわない配慮が必要である。

具体的には，防音性能および反響制御などの音響の向上，調整室の設置，舞台照明・吊りマイク・遮光設備・スクリーン等設備の整備，録音録画のためのデジタル機材等の整備，ステージ上手下手間の通路の確保，ステージ高の調整，平台の更新，大道具搬入口の確保を望む。

また，座席は，きしみが目立ち，現代人の体型に合っていないことから，全面更新を望む。

さらに，現有のグランドピアノ（スタインウェイ社製）は，製造から40年以上を経ているが，適切な調整と管理を行えば，現代のスタインウェイ社製グランドピアノと遜色のない演奏効果が期待できるとの専門家の意見もあり，ステージからの移動が容易にできる位置に温湿度管理が可能なピアノ庫を設置することを望む。

集会室・楽屋

集会室も機能性や快適性といった点で、現代の水準を満たすよう空調や照明の整備を望むとともに、講堂の利用形態により集会室も効果的な利用が可能となるよう、整備を検討する必要がある、その際には、旧和室跡に新棟を建設することも含め、検討することを望む。

具体的には、防音や反響制御、練習用アップライトピアノの設置、和服の着付けに対応できるよう畳敷きの部屋の整備を望む。

また、ステージ直近の楽屋は非常に狭く、コンサート時は地階の集会室を楽屋・出演者控え室として使用しているが、ステージまでの狭く急勾配な階段が出演者の衣装によっては使用不可能あるいは危険な場合もあり、ステージと同じ階に楽屋を整備するか、あるいはエレベーターの整備を望む。

付帯設備として、楽屋モニター・インターホンなどのステージとの連絡調整設備の設置、楽屋近くにトイレの設置を望む。

陶芸実習室

本公民館は、旧函館市内の公共施設では唯一、陶芸用の窯を備えた施設であり、その活動の特徴づけている。

陶芸実習室の十分なスペースの確保や陶芸専用台・電動ろくろ等の設備の充実、作品の収納庫などの整備を望む。

また、その他の美術工芸の活動においても利用しやすいよう、陶芸実習室内に限らず施設全体の中で活動場所や器具等の収納スペースの整備を望む。

3 - 2 館内のレイアウト、各部屋の利用方法等について

館内のレイアウトや各部屋の利用方法については、限られた敷地面積や建築関係法規への適合といった制約がある中で、整備改修後の本公民館のあり方等を勘案するとともに、現在の利用状況や利用者の声に十分配慮しながら、総合的に検討することが重要である。

(1) ギャラリーおよび交流スペースの設置

ギャラリーおよび交流スペースの設置を検討する必要がある。市内の作家を中心とした小規模な展示会を想定し、音楽関係以外でも気軽に利用できる発表および交

流の場が必要である。

(2) 石館ホールの有効活用

石館ホールは、寄贈者を顕彰する部屋として、昭和32年、公民館運営審議会において保存が決定されていることもあり、土蔵（現事務室）とともに、保存・活用すべきである。

面積的な制約がある中で、石館ホールをどのように活用するかは非常に重要であり、応接室やギャラリーとしての活用を望む。

(3) 和室

現在使用不能になっている和室部分については、取り壊し、跡地の利用方法を検討する必要がある。

(4) 事務室・事務室2階の和室

整備改修ならびに各部屋の利用方法を検討していくなかで、事務室の場所について、実際の管理運営も含めた総合的な視点から検討することが重要である。

具体的には、一旦地階に利用者を誘導して管理を行うことを想定し、地階に事務室を置くことや、それによってどのように土蔵を活用できるのかなどを含め、検討する必要がある。

なお、事務室2階の和室については、土蔵がどのように利用されるかにより、その利用方法および補強・整備内容を検討する必要がある。

(5) 共通部分

正面玄関のステンドグラスの修復などにより、ロビーの風格ある雰囲気を持するとともに、建物のライトアップを行うなど、西部地区という立地を生かし、歴史ある建造物、生涯学習の象徴的な建物としての価値と魅力を観光客や市民に強くアピールすることを望む。

3 - 3 管理・運営について

整備改修の効果を最大限に引き出し、その目的にかなった利活用がなされるためには、管理・運営面での改善も必要である。

(1) 利用促進を図るための柔軟な運営

休館日である月曜日・祝日の開館、開館時間の延長、コンサート・講演会出演者

のCD・著作物ならびに展示作品等の販売を認めるなど，より柔軟で広範囲な利用方法が可能となる運営を検討する必要がある。

(2) 料金体系の見直し

多様な利用形態に対応し利用しやすい施設とするため，料金体系および使用料の額の見直しを検討する必要がある。

(3) 快適な滞在空間の実現

利用者や来館者が休憩し，または，交流できるようなスペースを確保するほか，自動販売機を設置するなど，潤いのある快適な滞在空間の実現を望む。

(4) 利用者の拡大に向けた企画

主催講座や主催イベントを充実させるとともに，斬新な試みや新企画を導入するほか，観光イベントとの連携を図るなど，積極的に利用者の拡大を図る必要がある。

(5) 情報の発信

広報活動の充実・強化を図り，さらには，市民や観光客の文化的な交流拠点として，様々な情報や新たな文化を発信する必要がある。

(6) 民間活力の導入

民間のノウハウや発想の活用が期待でき，サービス向上や経費の抑制にもつながる指定管理者制度の導入を検討する必要がある。

3 - 4 アクセスについて

本公民館の利用における課題のひとつとしてアクセスの問題があり，整備改修と併せて改善策を検討する必要がある。

(1) 駐車場

本公民館は，護国神社坂の最上部近くに位置し，また，利用者に高齢者が多いこと，夜間の利用終了時には公共交通機関の便がないこと，居住人口の多くが市の中心部から東部方面にかけて移動していること等の事情から自家用車の利用者が多い。しかし，近隣には有料駐車場もないことから，利用者の利便性を向上させ，利用の拡大を図るため，駐車場の確保を望む。

(2) 公共交通機関

バスの増便や公民館前バス停の誘致など，公共交通機関によるアクセスの改善を

望む。

3 - 5 本提言を生かした整備改修

整備改修にあたっては、市の財政状況を考慮しながらも、本提言の趣旨を踏まえ、可能な限り提言内容を生かすとともに、本公民館利用者をはじめ関係者の意見を聞きながら整備改修内容を検討していただき、市民が利用しやすい施設となることを望む。

4 改修イメージ

参 考 資 料

函館市公民館整備改修に関する懇話会開催状況

第1回

日 時：平成21年7月9日（木）18：30～20：30

- 議 題：1 座長の選出について
2 懇話会の今後の進め方について
3 函館市公民館の概要について ～ 施設見学 ～
4 その他

第2回

日 時：平成21年9月29日（火）18：30～20：50

- 議 題：1 配付資料の説明
2 意見交換
3 今後の懇話会の進め方
4 その他

第3回

日 時：平成22年1月28日（木）18：30～20：45

- 議 題：1 報告事項
ア 耐震診断結果および耐震改修の概要について
2 協議事項
ア 函館市公民館整備改修に関する提言書（案）について
イ 函館市公民館整備改修に関する松石委員私案について
3 今後の懇話会の進め方
4 その他

第4回

日時：平成22年2月17日（水）18:30～20:30

議題：1 協議事項

- ア 函館市公民館整備改修に関する提言書（案）について
- 2 今後の懇話会の進め方
- 3 その他

函館市公民館整備改修に関する懇話会委員名簿

印は座長， 印は座長代行

【敬称略】

分野	所属・役職	氏名
公民館 利用団体	函館市高齢者大学自治会 副会長	吉岡 善八郎
	公民館グループ連絡会 会長 (ステンドグラス・ビードロの会代表)	小林 武征
	函館市公民館活性化ネットワーク 代表	松石 隆
市民団体関 係者	函館市町会連合会 常任理事	山本 正子
	はこだて街なかプロジェクト	川嶋 紀夫
建築・音響 等関係者	北海道建築士会函館支部 幹事	塚田 俊
	公立はこだて未来大学教授	三木 信弘
学識経験者	社会教育委員の会議 委員長	市川 須磨子
	公民館講座講師(コーラス)	新濱 恵
	公民館講座講師(陶芸)	石井 智恵子
公 募		吉田 正人
		渡辺 和義

函館市公民館整備改修に関する懇話会設置要綱

(設置)

第1条 函館市公民館の整備改修を計画するにあたり、広く市民の意見を聞くため、函館市公民館整備改修に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、函館市公民館の整備改修について検討し、その結果を函館市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって構成するものとし、次に掲げる者のうちから教育長が指名する。

- (1) 函館市公民館利用団体から推薦された者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 建築・音響等関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選出された者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が指名した日から懇話会の検討協議が終了し、教育長に提言した日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、懇話会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、委員を招集し会議を開くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(謝礼)

第 8 条 委員が懇話会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 2 6 日から施行する。